

国立大学法人鳴門教育大学人事委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 6 号

改正 平成17年3月14日規程第26号
平成18年3月 8日規程第 8号
平成20年3月17日規程第 7号
平成21年3月31日規程第35号
平成22年3月24日規程第34号
平成23年3月31日規程第22号
平成24年3月19日規程第22号
平成25年4月10日規程第15号
平成26年3月24日規程第27号
平成29年3月 8日規程第67号
平成31年3月13日規程第65号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則(平成16年規則第3号)第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会に国立大学法人鳴門教育大学人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 専攻長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(任期等)

第3条 前条第4号に規定する委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教員の採用、昇任に関する事項
- (2) その他大学教員の人事に関する重要事項(懲戒、降任、辞職・出向に関する事項を除く。)

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した者が委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第8条 委員会に、専門的事項を調査・検討させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織その他必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。